山行時の車両使用に関する規程

本規程は、会員が所有する自家用車又はレンタカー（以下、「車両」）を山行で使用するときの最低限のルールを定めることにより、車両の使用に伴う各会員の役割及び責任を明確にすると共に、所有者及び運転者の負担を軽減することを目的とする。

第１条（適用範囲）

１．本規程の適用対象は、車両を使用する山行とする。

２．本規程の適用期間は、山行期間中に同乗者がいる場合、所有者の自宅を出発してから帰宅するまでの間とする。

３．本規程は、自家用車の所有者が参加しない山行、及び、他の会員が参加しない山行には適用しない。

第２条（使用車両）

１．山行に使用する車両は、以下①②の条件を満たさなければならない。

①法令で定める自動車車検及び定期点検を受けていること。

②降雪地域で車両を使用する場合、冬タイヤ等の雪道装備を備えること。

２．山行に使用する自家用車は、少なくとも以下①～③を満たす任意保険に加入していなければならない。

①対人賠償　無制限

②対物賠償　無制限

③搭乗者　３０００万円／人以上

３．運転交代を行う予定があり、交代を予定する運転者の自動車保険に他車運転特約が付加されていない場合、「１日自動車保険」に加入しなければならない。「１日自動車保険」の補償内容は、第２項と同等以上にすることが望ましい。「１日自動車保険」の代金は、所有者を除く全同乗者で按分して負担する。

４．山行にレンタカーを使用する場合、第２項と同等の任意保険に加入することが望ましい。

５．所有者は、自家用車に関する情報（車種、色、ナンバー等）、及び、任意保険に関する情報（対人賠償、対物賠償、搭乗者、車両保険等）を所定の車両管理台帳に記入しなければならない。

第３条（運転者及び同乗者の心得）

１．運転者は、命を預かっているという自覚を持ち、安全運転に努めなければならない。運転者は、無理な運転及び不安な運転を行ってはならない。

２．同乗者は、同乗しているという自覚を持ち、運転者を補助し、運転者の負担軽減に努めなければならない。同乗者は、運転者が不安な運転を行っている場合、

運転者に注意することが望ましい。

第４条（休憩及び運転交代）

１．運転者は、２時間運転する毎に１５分以上の休憩を取ることが望ましい。

２．山行リーダは、走行時間が片道４時間を超える場合、又は、走行距離が片道２５０キロを超える場合、運転者の交代要員を確保することが望ましい。

第５条（精算）

１．自家用車を使用したときの精算額は、交通費実費に出車手当を加えた金額とする。出車手当は、交通費実費の１割とする。

２．第１項の交通費実費は、所有者及び同乗者の全員で按分して負担する。第１項の出車手当は、所有者を除く全同乗者で按分して負担する。

３．自家用車を使用したときの精算額は、第１項に制限されず、所有者及び全同乗者の合意に基づいて任意に定めることができる。

４．レンタカーを使用したときの精算額は、その使用者全員の合意に基づいて任意に定めることができる。

第６条（交通違反、故障）

１．交通違反の反則金は、運転者が負担する。但し、その交通違反について、やむを得ない事情があり、かつ、全同乗者の同意が得られている場合、運転者及び全同乗者が反則金を負担する。

２．自家用車が故障した際、その修理代金は、所有者が負担する。

第７条（保険）

１．同乗者は、車両管理台帳を確認し、事故で自身が死傷したときの補償が十分であるかを確認しなければならない。必要に応じて、同乗者は、事故で自身が死傷したときに備えて保険等に加入することが望ましい。

２．同乗者は、任意保険又は「１日自動車保険」を超える補償を運転者又は所有者に請求できず、自己の責任で対応しなければならない。

３．自家用車の修理については、事故の状況、自家用車の修理代、車両保険の使用可否、車両保険の免責金額、等級変更に伴う保険料増額分等の事情を総合的に考慮し、損失額の適正な分担方法を山行参加者間の協議により定める。

第８条（その他）

１．会員以外の者が車両に同乗する場合、山行リーダは、その者に対し、本規定への同意を求めなければならない。

２．事故の規模及び原因に関わらず、被害者である同乗者及びその親族は、任意保険又は「１日自動車保険」を超える補償を他の会員に請求できず、示談に応じなければならない。